

令和元年度

社会福祉法人 清明会

第1回評議員会議案書

令和元年6月13日

於:しらかば園日中活動棟会議室

## 評議員会議案第1号

平成 30 年度事業報告及び平成 30 年度決算報告の審議

定款第 4 条別表 1 及び社会福祉法人清明会経理規定第 64 条の規定により、令和元年 5 月 29 日に清明会理事会において承認された「平成 30 年度社会福祉法人清明会事業報告」及び「平成 30 年度清明会決算報告」についての審議を求めます。

(別添 平成 30 年度事業報告・平成 30 年度財務諸表)

### 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	288,166,087
当期末支払資金残高	348,598,815

### 法人本部サービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	15,283,034
当期末支払資金残高	14,073,535

### 生活介護事業しらかば園サービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	141,471,209
当期末支払資金残高	170,776,661

### 施設入所支援事業しらかば園サービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	74,717,824
当期末支払資金残高	96,538,984

### 短期入所事業しらかば園サービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	7,077,895
当期末支払資金残高	7,371,154

特定相談支援事業しらかば園サービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	0
当期末支払資金残高	0

清明会共同生活支援事業部サービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	49,616,125
当期末支払資金残高	59,838,481

就労継続支援 A 型事業サービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	0
当期末支払資金残高	0

障がい者就業・生活支援センターサービス区分 資金収支 @:円

前期末支払資金残高	0
当期末支払資金残高	0

## 令和元年度 清明会監事監査報告

日 時:令和元年 5 月 21 日 13:00 ~ 16:00

場 所:清明会本部事務室及びしらかば園会議室

監査員:中島宏光監事

春日俊介監事

報告事項別紙

# 監事監査報告書

平成 31 年 5 月 21 日

社会福祉法人清明会  
理事長 小口 国之 殿

監事 春日 俊介  
監事 中島 宏光



私たち監事は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 年度の社会福祉法人清明会理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る、事業報告及びその付属書類について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその付属明細書)及び財産目録について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告書の監査結果

- ① 事業報告書及びその付属書類は、法令及び定款に従い、社会福祉法人清明会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

### (2) 財務諸表及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

(3) その他の指摘、意見等

社会福祉法人清明会の業務管理の執行について、定款をはじめ、各諸規定に従い事業全体の運営を調査したところ、法令若しくは定款に違反する事実は認められなかった。但し、以下のとおり不明確な点①～④を口頭指導を行なった。

- ① 常勤理事報西川規定は、現存する対象理事がいないので、理事会に計り廃止すること。
- ② 理事会出欠票の未提出が散見された。理事全員の出欠票を整理すること。
- ③ 共同生活支援事業(グリーンカム・富堤町ゴルフホム)に係わる職員の宿直勤務について、所轄労働基準監督署の許可が必要と思われる。同署に相談の上適正な指導を受けること。
- ④ 就業規則は、各章を本則にまとめる工夫を行ない、再編を検討すること。


清明会監事 春日俊介 

(3) その他の指摘、意見等

しらかば園本体の建物及び体育館に大幅な修繕、改築等を年々行う事により、建物がより長期間使う事が出来るような資金投下を心掛けていただきたい。

又高齢化する入居者の安全と快適な入居生活ができるような設備投資をしてください。

出来る限りで職員の負担を軽減出来るような(アウトソーシング)事に費用を賭けて欲しい。

監事 中島 宏光 

## 評議員会議案第 2 号

清明会福祉充実計画の承認について

平成 30 年度決算に基づき、社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項の規定により策定及び長野県への提出を義務づけられている「社会福祉充実計画」についての承認を求めます。

〈別添 福祉充実計画〉

- ・地域高齢者等見守り支援移動スーパー運用事業
- ・新規グループホーム開設事業
- ・すわーくらいふ移転、Jumpin'3 号館開設事業